

令和5年9月26日 14時00分
国土交通省 中部地方整備局

「国道41号高山地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針」 を公表しました。

中部地方整備局は、国道41号高山地区電線共同溝PFI事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第3項の規定により公表しました。

◆特定事業の概要

- ・事業名：国道41号高山地区電線共同溝PFI事業
- ・事業方式：サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式
- ・事業内容：国道41号高山地区電線共同溝PFI事業の設計、整備、維持管理
- ・事業概要：別添資料のとおり
- ・意見・質問募集期間：令和5年9月27日(木)～令和5年10月3日(火) 17時まで

※詳細は、別添資料および下記の中中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/takayama_kyoudoukou/index.htm

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局

道路部 道路管理課

道路管理課長 大竹 庸訓 (おおたけ つねのり)

道路管理課長補佐 馬場 元樹 (ばば もとき)

電話:052-953-8176(直通)

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

【別添資料】

『国道 41 号高山地区電線共同溝PFI事業』の概要

1. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI1法」という。)に基づくPFI手法を導入し、さらに本手法の地方公共団体への普及を図ることを目的として先行的に行うものである。

2. 事業内容

国 41 号高山地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝の設計、整備、維持管理を実施する。

3. 事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称 : 国道 41 号高山地区電線共同溝 PFI 事業

場 所 : 岐阜県高山市上岡本町～岐阜県高山市冬頭町

事業延長 : 約 5.5km(道路延長:約 2.75km)

4. 特定事業の概要

PFI 手法(サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式)による、電線共同溝の設計、整備、維持管理

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和 35 年 3 月 31 日まで(約 30 年間)

6. 民間事業者の選定方法(予定)

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により選定することを予定している。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和5年9月26日	実施方針等の公表
令和5年9月27日～	設計図書等の閲覧
令和5年9月27日	
～10月3日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和5年10月2日	実施方針等に関する説明会の開催
令和5年10月10日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和5年11月頃	特定事業の選定の公表
令和5年11月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和5年11月頃	入札説明書等に関する第1回質問受付
令和5年12月頃	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表
令和5年12月頃	第一次審査資料(参加表明書等)の受付
令和5年12月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和5年12月頃	入札説明書等に関する第2回質問受付
令和6年1月頃	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表
令和6年1月頃	入札書及び第二次審査資料(提案書)の受付
令和6年2月頃	選定事業者の公表

■事業対象位置図

